

中国で新しく制定された法令に関する情報をタイムリーにご紹介します。
中国における会社設立・経営に必要な・有益な情報をお届けします。

H&H 中国最新法令情報

No.43

2015年7月24日

「H&H 中国最新法令情報」(No.43)をお送りします。

本号では、《5月の主要法令》として、今年5月中に発布又は施行された以下の法令を紹介しています。

《中国法務「基本のき」》では、中国の労働災害保険について紹介しています。ご一読いただければと思います。

久田・橋口法律事務所

目次

主要法令(5月).....	2
【行政法規】	
非行政許可審査認可事項の取消に関する決定	2
税收等優遇政策関連事項に関する通知.....	2
【部門規章】	
一部の日常消費製品の輸入関税の調整に関する通知	3
資産(持分)移転の企業所得税徴収管理問題に関する公告.....	3
中国法務「基本のき」.....	4

主要法令(5月)

【行政法規】

■ 国务院关于取消非行政许可审批事项的决定

[发布部门] 国务院
[发布文号] 国发(2015)27号
[发布日期] 2015年5月10日
[实施日期] 2015年5月10日
[提要]

《非行政许可审批事项》是指，法律、法规及国务院决定等规定的行政许可事项之外的由行政机关等进行的审批事项。迄今为止，国务院逐步废止了其各部门的非行政许可审批事项，并且通过本决定对国务院各部门的非行政许可审批事项均予以废止。

【法令原文】 http://www.gov.cn/zhengce/content/2015-05/14/content_9749.htm

■ 关于税收等优惠政策相关事项的通知

[发布部门] 国务院
[发布文号] 国发(2015)25号
[发布日期] 2015年5月10日
[实施日期] 2015年5月10日
[提要]

各地方政府迄今为止为了招揽投资独自设有税制方面的优惠政策，但是于2014年12月9日国务院发布《关于清理规范税收等优惠政策的通知》(国发[2014]62号通知)，要求各地方政府清理税收等各种优惠政策。

但是，考虑到2015年第1季度的GDP增长率仅7%等经济增长减速的情形，国务院发布本《通知》，暂停上述“国发[2014]62号通知”规定的清理命令。基于此，地方政府已经与企业约定的税制优惠政策继续有效，将有期限的税制优惠政策执行至规定期限，关于无期限的需要调整的政策，设立过渡期，在过渡期内执行优惠政策。

【法令原文】 http://www.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201505/t20150511_1230136.htm

■ 非行政许可审查认可事项的取消に関する決定

[発布部門] 國務院
[発布番号] 国発(2015)27号
[発布期日] 2015年5月10日
[実施期日] 2015年5月10日
[概要]

「非行政許可審査認可事項」とは、法律、法規及び國務院決定等に基づく行政許可事項以外の、行政機関等が行う審査認可事項をいう。これまで、國務院はその各部門の非行政許可審査認可事項を逐次廃止してきたが、この決定により國務院各部門の非行政許可審査認可事項をすべて廃止した。

■ 稅收等優遇政策関連事項に関する通知

[発布部門] 國務院
[発布番号] 国発(2015)25号
[発布期日] 2015年5月10日
[実施期日] 2015年5月10日
[概要]

各地方政府はこれまで投資を誘致するために、独自に税制面の優遇措置を設けていたが、2014年12月9日、國務院は「稅收等の優遇政策の整理と規範に関する通知」(国発[2014]62号通知)を發布し、各地方政府に各稅收等の優遇政策を整理することを要求した。

しかし、2015年第一四半期のGDPの成長率が7%に留まるなど、經濟成長が減速していることを考慮して、國務院は本「通知」を發布し、上記「国発[2014]62号通知」に規定する整理命令を一時停止した。これによると、地方政府がすでに企業と約束した税制優遇措置は引き続き有効であり、期限のある税制優遇政策は期限まで執行し、期限がなく調整する必要がある政策については移行期間を設置し、移行期間中は優遇政策を執行するとしている。

【部門規章】

■ 关于调整部分日用消费品进口关税的通知

[发布部门] 国务院关税税则委员会

[发布文号] 税委会(2015)6号

[发布日期] 2015年5月21日

[实施日期] 2015年6月1日

[提要]

护肤品、西装、短筒靴、纸尿裤等产品的进口关税自6月1日起以暂定税率的方式予以较大幅度降低。

【法令原文】 http://www.gov.cn/xinwen/2015-05/25/content_2868347.htm

■ 关于资产(股权)划转企业所得税征管问题的公告

[发布部门] 国家税务总局

[发布文号] 国家税务总局公告2015年第40号

[发布日期] 2015年5月27日

[实施日期] 2015年5月27日

[提要]

去年12月,财政部和国家税务总局贯彻落实国务院的支持企业兼并重组的方针,发布了《关于促进企业重组有关企业所得税处理问题的通知》。本《通知》明确了集团企业之间资产或股权的转让享受企业所得税“特殊性税务处理”的必要条件。

【法令原文】 <http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c1653005/content.html>

■ 一部の日常消費製品の輸入関税の調整に関する通知

[発布部門] 国务院関税税則委員会

[発布番号] 税委会(2015)6号

[発布期日] 2015年5月21日

[実施期日] 2015年6月1日

[概要]

スキンケア化粧品、スーツ、ショートブーツ、紙おむつ等の輸入関税率が、6月1日から、暫定関税率の方式により大幅に引き下げられた。

■ 資産(持分)移転の企業所得税徴収管理問題に関する公告

[発布部門] 国家税務総局

[発布番号] 国家税務総局公告2015年第40号

[発布期日] 2015年5月27日

[実施期日] 2015年5月27日

[概要]

昨年12月、財政部及び国家税務総局は、企業のM&Aを後押しするという国务院の方針を受けて、「企業再編促進に関連する企業所得税処理問題に関する通知」を發布した。本「公告」は、グループ企業間の資産又は持分の譲渡につき企業所得税の「特殊性税務処理」を享受するための要件を明確にしたものである。

【劉楊、臧晶】

中国法務「基本のき」

中国の労働災害保険

【ご質問】 中国の労災保険制度の要点を説明してください。日本の本社から中国現地法人に派遣されている従業員にも、中国の労災保険が適用されますか？

■ 中国における労災保険制度

中国の「社会保険法」は、基本養老保険、基本医療保険、労働災害保険、失業保険、出産保険の 5 種類の保険について定めています。

労働災害保険は、日本の労災保険(「労働者災害補償保険」と同様の社会保険です。労働者は、(1)業務上の原因により事故にあつて負傷し又は職業病にかかり、(2)「労働災害」(「工傷」)の認定を受けた場合には、「労働災害保険給付」を受けることができます。さらに、労働能力鑑定により労働能力を喪失したと認定された場合には、「障害者給付」を受けることができます(「社会保険法」第 36 条)。

■ 「労働災害」の認定

「労働災害」の認定は、社会保険行政部門が行います。日本では「業務災害」と「通勤災害」が区別されますが、中国ではそのような区別はありません。以下のいずれかに該当すれば、いずれも「労働災害」と認定されることとなっています(「労働災害保険条例」第 14 条)。

- (1) 勤務時間中に勤務場所において、業務上の原因によって事故にあつて負傷した場合
- (2) 勤務時間の前後に勤務場所において、業務に関連する準備又は後片付け業務に従事したために事故にあつて負傷した場合
- (3) 勤務時間中に勤務場所において、業務上の職責を履行したために暴力などの突発事故にあつて負傷した場合
- (4) 職業病にかかった場合
- (5) 業務による外出期間中に、業務上の原因により負傷し、又は事故の発生により行方不明となった場合
- (6) 通勤途中に、本人に主要な責任のない交通事故又は都市軌道交通、客運フェリー、列車事故にあつて負傷した場合
- (7) 法律、行政法規が労働災害と認定すべきであると規定するその他の場合

■ 「労働災害」とみなされる場合及び「労働災害」が認定されない場合

以下のいずれかに該当する場合には、「労働災害」とみなされることとなっていますので、留意する必要があります（「労働災害保険条例」第 15 条）。

- (1) 勤務時間中に職場において、突然発病して死亡し、又は 48 時間以内に救護の甲斐なく死亡した場合
- (2) 応急修理、救済等の国の利益、公共の利益の維持活動中に負傷した場合
- (3) 労働者が以前軍隊に服役し、戦争又は公務によって負傷して障害が残り、かつ革命傷痍軍人証を取得済みである場合において、使用者の下で就業後に持病が再発した場合

また、以下の場合には、「労働災害」と認定されることはありませんし、「労働災害」とみなされることもありません（「労働災害保険条例」第 16 条）。

- (1) 故意に罪を犯した場合
- (2) 酩酊し又は薬物を使用した場合
- (3) 自傷し又は自殺した場合

■ 「労働災害」が発生した場合

「労働災害」が生じてしまった場合には、以下の点に留意する必要があります。

- (1) 使用者は、直ちに労働者に必要な治療を施さなければなりません（「労働災害保険条例」第 4 条）。「労働災害」による傷病の治療は特定の医療機関で行うのが原則ですが、緊急の場合は、最寄りの医療機関で救急措置を受けることができます（「労働災害保険条例」第 30 条第 2 項）
- (2) 使用者は、事故による負傷の発生日から 30 日以内に、社会保険行政部門に「労働災害認定申請」を行わなければなりません。特殊な状況がある場合は、社会保険行政部門の同意を得て、申請期間を適切に延長してもらうことができます（「労働災害保険条例」第 17 条第 1 項）。
- (3) 「労働災害」の認定は、「労働災害認定申請」が受理された日から 60 日以内に行われ、使用者にも通知されます（「労働災害保険条例」第 20 条）。
- (4) 労働者が治療により症状が相対的に安定した後も障害が残り、労働能力に影響する場合は、労働能力鑑定委員会に労働能力鑑定の申請を行うこととなります（「労働災害保険条例」第 21 条、第 23 条）。

■ 外国人の場合

中国で就業している外国人も、社会保険への加入が義務付けられています(「社会保険法」第 97 条)。「中国で就業している外国人」とは、法により「外国人就業証」、「外国専門家証」、「外国常駐記者証」等の就業証及び外国人居留証を取得し、又は「外国人永久居留証」を有する非中国国籍人員をいいます。労働者が海外企業と労働契約を締結し、中国現地法人に派遣されている外国人も、上記に該当すれば同様です(「中国国内で就業する外国人の社会保険加入暫定弁法」第 2 条、第 3 条)。

中国に住む日本人の場合は、中国現地の病院を避けて、日本人の医師が駐在している病院で受診する場合がありますが、当該医療機関が労働災害保険の指定医療機関でない場合は、「労働災害保険給付」を受けることができません。そのような事態が予想される場合には、日本で労災保険の「海外派遣者の特別加入制度」に加入しておかれるとよいでしょう。

【劉楊】

久田・橋口法律事務所

ウェブサイト:<http://www.lexhh.com/> 電子メール:info@lexhh.com



本ニュースレターの掲載内容の著作権は当事務所に帰属します。

本ニュースレターの内容につきましては正確を期しておりますが、思わぬ誤解があるかもしれません。また、意見にわたる部分は作成時における法制、実務等の事情に基づく一般論であり、個別具体的な事案の処理にそのまま適用できるとは限りません。個別事案の処理にあたっては、必ず関係政府機関又は専門家にご確認いただきますようお願い申し上げます。

本ニュースレターにつき、ご意見、ご質問等がございましたら、当事務所ウェブサイトのお問い合わせページ又は上記電子メールアドレスまでお気軽にご連絡ください。